



厚生労働省

鳥取労働局

Press Release

鳥取労働局発表
令和3年6月25日(金)

報道関係者各位

担 当	鳥取労働局労働基準部賃金室	
	室長	今井 敏仁
	室長補佐	野口 聡
	電話	0857-29-1705

鳥取県最低賃金の改定審議始まる

～鳥取労働局長が「鳥取地方最低賃金審議会」に諮問～

1 鳥取地方最低賃金審議会（会長 佐藤 匡 鳥取大学地域学部 准教授）は、令和3年6月24日(木)、鳥取労働局（鳥取市富安2丁目）において、令和3年度第1回鳥取地方最低賃金審議会（本審）を開催し、鳥取県最低賃金の改定に向けた今年度の審議を開始しました。

2 同会議で、鳥取労働局長（右田 聡）は、同審議会に対し、鳥取県最低賃金の改定について調査審議を求めました。（別添1参照）

同審議会は、今後専門部会を設置し、中央最低賃金審議会がとりまとめる「目安」を参考として改定額を審議することとしており、8月上旬を目途に答申を取りまとめる予定です。

なお、8月上旬に答申があった場合、改正最低賃金は、諸手続を経て、10月上旬に発効することとなります。（別添2参照）

3 現在の鳥取県最低賃金は時間額 792 円（令和2年10月2日発効）で、鳥取県内の事業場で働く全ての労働者が適用を受けています。

【資料】

これまでの鳥取県最低賃金額の変遷について

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
時間額	693円	715円	738円	762円	790円	792円
引上げ額	16円	22円	23円	24円	28円	2円
引上げ率	2.36%	3.17%	3.22%	3.25%	3.67%	0.25%

鳥 労 発 基 0624 第 1 号
令 和 3 年 6 月 24 日

鳥取地方最低賃金審議会

会 長 佐 藤 匡 殿

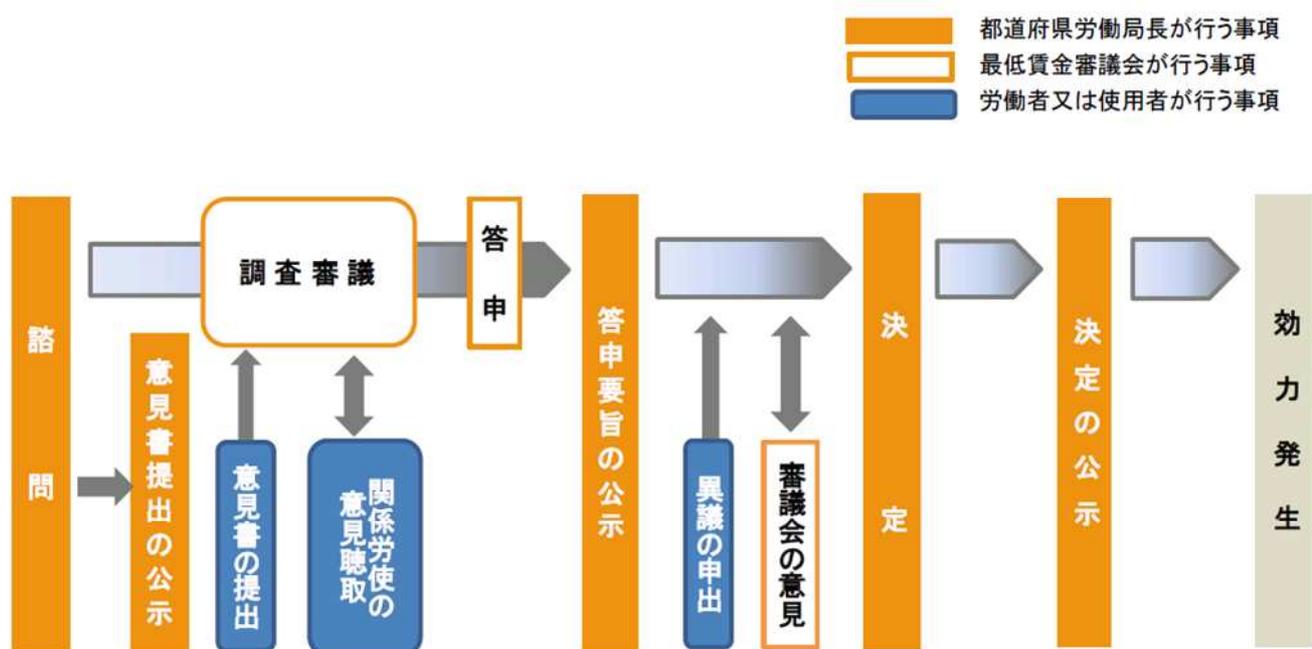
鳥取労働局長 石田 聡

印

鳥取県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、令和3年度鳥取県最低賃金（昭和55年鳥取労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

■ 最低賃金審議会の調査審議に基づく地域別最低賃金決定の仕組み



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。